

消費税に係る違憲常態を解消する指針

チラシや値札で本体価格と税込価格の二重価格表示になっている例が多くみられる。商品の本体価格は課税仕入れ額を元に価格を付けたものなので間接消費税が含まれており、本体価格に消費税率を乗じた国税でない外消費税の支払を求めるのは「日本国憲法第三十条」の条規に反するもので、税込価格での支払いを迫り消費者に過重負担を強いる違憲常態が横行している。

この指針は、適正価格による取引で違憲常態を解消するものである。

表1 消費税の違憲常態を解消に関する定義

消費税	納税義務者が納付することになる額であって価格に転嫁される間接税
間接税	価格に転嫁されて納税義務者と実際の税負担者とが異なる税をいう
国税	納税義務者を通じて国庫に納付する税金をいう
適正価格	$\text{適正価格} = \text{税転嫁対象額} \times (1 + \text{消費税率})$ この算式で消費税が転嫁される <u>消費税法第63条</u>
税転嫁対象額	$\text{適正価格} \div (1 + \text{消費税率})$ この算式で税抜になる
納付税額	税抜売上に係る消費税－課税仕入れに係る消費税
価格構成	課税仕入れ額＋非課税諸経費＋粗利＋事業者自らの消費税納付額

表2 消費税の違憲常態を解消する定義の適用例

税率	類別	製造業者	卸売業者	小売業者	小売業者が表示すべき
税転嫁対象額		50,000	70,000	100,000	適正価格
8%	適正価格	54,000	75,600	108,000	108,000
	転嫁／納付額	4,000	1,600	2,400	
	価格に含まれる消費税	4,000	5,600	8,000	
10%	適正価格	55,000	77,000	110,000	110,000
	転嫁／納付額	5,000	2,000	3,000	
	価格に含まれる消費税	5,000	7,000	10,000	

外消費税の事業者間授受を廃し、首都圏一極集中に歯止めをかけ、消費税を完全地方税化する、などが規定された消費税法とする抜本改正法が制定されるまでの間、この指針は税率に拘わらず、小売業者だけでなくあらゆる業種の事業者が適用すべき指針であり、外消費税の授受を廃しても消費税税収は確保される。

平成30年10月30日

ソーシャルデザイン機構NPOセルフデクル

<http://www.selfdecl.jp/>